

家電リサイクルの対象となる製品の取扱いについてお知らせします

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）について

家電リサイクル法の対象になる家電製品は、「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」です。これらの特定家庭用機器廃棄物については、原則として家電小売店などが回収し、家電メーカーでリサイクルされるため大豊町では収集処理はしませんので、次のとおり対応してください。

1 引取りの依頼

（1）新たに購入する小売店に引取りを依頼する方法

新たに上記4品目を買い替える場合は、新たに購入する小売店に不要になった同種製品の引取りを依頼できます。この場合、買い替えの際は小売店に引取り依頼してください。

（2）過去に購入した小売店に引取りを依頼する方法

買い替えではなく廃棄の場合は、上記4品目を過去に購入した小売店に引取りを依頼することができます。この場合、購入した小売店が分かっている場合は引取りを依頼してください。

（3）上記の方法に該当しない場合

上記4品目を購入した小売店が不明な場合

町外などで購入したため、引取りを依頼するのが現実的でない場合

購入した小売店が既に無くなっている場合など

このような場合は、下記町内引取協力店を紹介します。

【町内引取協力店】

協力店名	住所	電話番号
岡田電気	大豊町高須 110	(0887)72-0067

2 料金の支払い

小売店に引取りを依頼する場合、リサイクル料金と収集・運搬料金（小売店ごとに設定）が必要になります。詳しくは、引取り依頼店にご相談ください。